

## 令和8年度（2026年度）

### 熊本市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 コンペ実施要項

標記業務委託について公募型コンペ方式の手続きを実施するので、次のとおり参加者を募集します。

#### 1 業務概要

##### (1) 業務委託名

令和8年度（2026年度）

熊本市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

##### (2) 目的及び概要

国の認定を受けた地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる「企業版ふるさと納税」を積極的に活用し、地方創生の取組を更に進めていくために、熊本市（以下、「市」という。）の更なる財源確保に資する、寄附獲得に向けた市外企業へのアプローチを強化する。

※詳細は基本仕様書を参照のこと。

##### (3) 履行場所

熊本中央区手取本町1番1号ほか

##### (4) 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

##### (5) ①マッチング成立時の手数料（成果報酬）：入金が確認できた寄附額の10%以内（税抜）。ただし、寄附1件当たりの手数料の上限は2,000千円（税抜）とする。

※上記金額には、業務において発生する交通費、事務経費等の諸経費一切を含む。

##### ②加算措置：100千円以内（税抜）

委託事業者が寄附募集プロモーション及び企業とのマッチングを、より効果的に実施するために必要なPRチラシ等の広報媒体を制作し、委託期間を通じて獲得した寄附の合計額から手数料を差し引いた額が、広報媒体の制作費（税抜）以上となる場合、広報媒体の制作費にあたる費用を100千円以内（税抜）で加算して支払うこととする。

##### (6) 提案上限額 2,530千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内（複数の委託事業者と契約を締結する場合

は按分) で決定することとなるため、必ずしも一致しない。

なお、事業の実施に当たって、委託限度額を超える成果報酬が生じる寄附が見込まれる場合は、別途協議する。

## 2 担当部局

〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号

熊本市政局総合政策部政策企画課

電話096-328-2035 (直通)

## 3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件コンペに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 地方公共団体から直接受注した業務として、令和3年度（2021年度）以降に履行が完了した企業版ふるさと納税マッチング支援業務の実績を有すること。ただし、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として本件コンペに参加する場合は、業務を担当する組合員が地方公共団体から直接受注した業務として、企業版ふるさと納税マッチング支援業務の実績を有すること。

(10) 本件コンペに事業協同組合として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件コンペに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を満たす者であること。

#### 4 申請手続等

##### (1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和8年（2026年）1月14日（水）から令和8年（2026年）1月30日（金）まで熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等は、令和8年（2026年）1月30日（金）までの間、2の担当部局で閲覧に供する。

##### (2) 参加手続き等

本件コンペの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

###### ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 参加資格審査調書（様式第2号）
- (ウ) 会社概要書（様式第3号）
- (エ) 同種業務の実績（様式第4号）

（実績は、参加表明書提出日までに履行が完了したものに限る。）

- (オ) 同種業務の実績を証する契約書等の写し（必須）

（契約書の写し、及び業務概要のわかる書類を添付すること。）

- (カ) 業務の実施体制（様式第5号）

###### イ 提出期限

令和8年（2026年）1月30日（金）午後5時まで

郵送する場合は、令和8年（2026年）1月30日（金）までに必着

のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市政局総合政策部政策企画課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。

(イ) ア(エ)の書面が添付されていない場合は、その実績を有しているとは認めない。

また、ア(オ)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。

(3) 参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

## 5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 6 説明会

説明会等は実施しない。

## 7 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第7号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出す

ること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年（2026年）1月14日（水）から令和8年（2026年）  
2月13日（金）（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス 096-324-1713

メールアドレス [seisakukikaku@city.kumamoto.lg.jp](mailto:seisakukikaku@city.kumamoto.lg.jp)

（2）（1）の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年（2026年）1月14日（水）から令和8年（2026年）  
2月24日（火）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

8 コンペに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者であっても、コンペを行うものとする。

9 提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

（1） 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 提案書等

（ア）企画提案書（様式第6号）

（イ）企画提案資料（実施内容）

・実施内容（企画コンペ仕様書及び審査基準を参照の上、作成すること。）

・実施体制

・全体スケジュール

（ウ）参考見積書

・マッチング成立時の手数料（寄附金額の10%以内（税抜））の見積額は、寄附を合計19,000千円受け入れた場合の手数料の率

(%) 及び金額を記載し、広報媒体（任意）を制作する場合は、その制作費（100千円以内（税抜）の金額）及び経費内訳を記載すること。

- ・消費税及び地方消費税を含んだ金額の110分の100に相当する金額を記載

イ 提出期限

令和8年（2026年）2月24日（火）午後5時まで

郵送する場合は、令和8年（2026年）2月24日（火）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

「企画提案書等作成要領」を確認のうえ提出すること。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市政策局総合政策部政策企画課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

10 提案書等のヒアリングの実施

ヒアリングは実施しない。

11 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 審査委員会設置要綱」に基づき「熊本市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 審査委員会」にて行う。

(2) 審査の基準

「熊本市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 審査委員会審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書を基に審査し、一定の基準を満たす単独又は複数の提案を採用案として決定する。

ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、採用案を決定しない。

## 1 2 審査基準

### 別紙 審査項目のとおり

## 1 3 提出された提案書について

- (1) 提案書を受理した後の追加及び修正は認めない。
- (2) 提案書提出後、市から提案書の内容について質問を行い、また補正を指示する場合がある。
- (3) 提案書提出後、提案を取り下げる場合は、取下願（任意様式）を提出するものとし、取下願の受理をもって、公募型コンペの参加辞退とする。
- (4) 提出された提案書は、取下願を提出した場合も含め、返却しない。
- (5) 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しない。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）に基づき公開する場合には、使用することがある。
- (6) 契約候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、参加資格の有無に関する審査結果、参加資格がないとした者はその理由、コンペ参加者の商号又は名称、コンペ参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）を担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

## 1 4 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 1 5 その他の留意事項

- (1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契

約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合には、契約保証金を免除とする。

- ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

- ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
- イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- エ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- オ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。